

改正

平成19年3月23日告示第18号

令和元年11月25日告示第69号

令和6年2月6日告示第40号

御前崎市建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次に掲げる方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 工事費がおおむね1億円以上の橋梁、せき、下水道等の土木工事
- (2) 工事費がおおむね3億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項のほか、特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第4条 構成員の数は、2者以上とする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、御前崎市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資

格者名簿」という。)に登録されたものの組合せであること。

(2) 発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付けされたものの組合せであること。

(3) 次条第3号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たすものの組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

(1) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

(3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、2者の場合30パーセント以上とする。

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件を満たすものとする。

(1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。

(2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

第10条 対象工事は、当該工事を所管する副市長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(指名委員会等)

第11条 第6条第3号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、対象工事を所管する課(室)長(以下「所管課長」という。)は対象工事を執行する長との協議のうえ、入札参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、あらかじめ、御前崎市建設工事請負業者指名審査委員会要綱(平成16年御前崎市告示第75号)に定める建設工事請負業者指名審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)に諮るものとする。

(資格の報告)

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者要件
- (6) その他必要と認める事項

(資格申請)

第13条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、昭和57年静岡県告示第1062号に定める次の書類を、正副3部市長に提出するものとする。

ア 建設工事入札参加資格審査申請書

イ 特定建設共同企業体協定書の写し(様式第2号による)

(資格認定の有無)

第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定の有無は、前条により提出された書類を審査の上行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書(様式第3号)により行うものとする。ただし、第6条第3号又は第9条第2号の要件を別途定めた場合には、所管課長は執行機関の長と協議の上入札参加資格審査申請者一覧表(様式第4号)を作成し、あらかじめ、指名審査委員会又は資格委員会に諮るものとする。

(競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明)

第15条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の理由を求められたときには、原則として、競争入札参加資格を認定しなかった理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から3日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 3 説明を求めた者に入札参加資格を認定する場合には、前条第1項の結果通知書を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、

あらかじめ、指名審査委員会又は資格委員会に諮るものとする。

(契約方式等)

第16条 第12条の規定により報告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体の中から競争に参加する者を指名し、指名競争に付すること。

(2) 第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象に一般競争に付すること。

2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する特定建設工事共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第12条の手続を経て、これを補充するものとする。

(存続期間)

第17条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3箇月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第18条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から5日以内に特定建設工事共同企業体編成表(様式第5号)を契約担当者に提出するものとする。なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町建設工事共同企業体取扱要綱(平成8年浜岡町要綱第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月23日告示第18号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月25日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年2月6日告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第11条関係）
様式第 1 号(第11条関係)

入札参加資格設定調書

年 月 日作成 工事担当課名

入 札 番 号		第 号			
工 事 名				工 種	
工 事 場 所		工 期		設計金額	
方 式		制限付き一般競争入札 指名競争入札		構成員数	社
工 事 概 要	工 事 目 的				
	規 模				
	構 造 形 式				
	工 法				
公 告 日		申 請 書 等 の 提 出 期 限 日			
資 格 確 認 日		入 札 日			
資 格 要 件	代表構成員に 求めるもの				
	その他の構成員に 求めるもの				
資格要件の設定 理 由					
見 込 対 象 者 数					
申請書・資料作成 説明会の有無及 び 日 程					
添 付 資 料		(位置図、平面図、断面図等)			

様式第2号(第13条関係)
様式第2号(第13条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○○○工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めぬ事項)

第19条 この協定書に定めぬ事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇㊟

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇㊟

入札参加資格審査結果通知書

第 年 月 日 号

共同企業体の名称
共同企業体の代表者の
住所、名称及び代表者

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者

御前崎市長 国

年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果
について下記のとおり通知します。

記

公 告 日		
工 事 名		
工 事 場 所		
入札参加資格 の 審 査 結 果	認定する ・ 認定しない	
	認定しない 場合の理由	

なお、入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、当職に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、○年○月○日(○)までに、御前崎市○○○○○○○○へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第4号（第14条関係）
様式第4号（第14条関係）

入札参加資格確認申請者一覧表

入札番号 第 号
工事名 工事場所

商号又は名称	営業所名 (営業所の所在地)	経営事項審査 総合数値	技術者の状況	同種工事の状況	所管課長の意見 (否とする場合はその理由)	資格の有無
代表者						
その他						
代表者						
その他						
代表者						
その他						
代表者						
その他						
代表者						
その他						
代表者						
その他						
代表者						
その他						

(注) 受付順に整理

様式第5号（第18条関係）
様式第5号（第18条関係）

特定建設工事共同企業体編成表

